Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

平成 31 年 4 月 8 日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

豊川市立小中学校の規模に関する基本方針を策定しました。

本市教育委員会では、将来にわたって子どもたちの「生きる力」を育む学校教育環境を維持・向上させていくため、本市における小中学校の規模に着目した課題整理を行うとともに、その解決に向けた基本的な考え方や対応方針などを明らかにする「豊川市立小中学校の規模に関する基本方針」を策定しました。

Ⅰ　基本方針の概要

■学校規模に関する現状と見通し（P6～２１）
　人口や児童生徒数の推移などを整理した。

■豊川市としての基本的な考え方（P２２～２９）

（１）市立小中学校規模の標準
- 本市における小中学校の標準規模については、国と同様、小中学校ともに「１２～１８学級」とした。
- クラス替えができない学級数（小学校は６学級、中学校は３学級）以外の小規模の学校（小学校は７～１１学級、中学校は４～１１学級）について、準小規模として分類した。

（２）課題検討を行う学校規模
- 小規模校や準小規模校に関する課題に着目し、課題解決に向けた対応方針や手順などを明らかにするものとした。

（３）小規模校と準小規模校におけるメリットの最大化等
- 小規模校と準小規模校におけるメリットを最大化し、デメリットを緩和できるよう、教育施策を展開する中で、各校における教育活動などを支援していくものとした。

（４）複式編制の回避
- 市としては、複式編制を回避するという方向性の中で、小規模の小学校に関する課題解決に向けた対応を進めていくものとした。

（５）学校教育施設の適正管理
- 施設の適正管理の観点も重要と捉え、具体的な対応を進めていくものとした。

■課題解決に向けた対応方針（P30～３３）
　教育委員会としての対応方針や手順を明らかにした。
　※「課題解決に向けた対応の手順」参照（P３３）

■留意すべき事項（P３４～３５）

（１）教育上、学校運営上の最適化
（２）通学距離・時間への配慮
（３）保護者や地域住民との連携
（４）将来見通しを踏まえた学校教育施設の改修
（５）行政内の連携
（６）個別の学校の状況把握

TOYOKAWA

Ⅱ　今後の取組

基本方針で定めた「課題解決に向けた対応の手順」（P３３）に基づき、以下の対応を進めていきます。

- 小学校区別の未就学年齢人口（平成３０年度末現在）に基づき、児童生徒数の推計を行い、平成３２年度以降６年間における学校規模の見通しを把握します。（５～６月頃）
- 複式編制が見込まれる小学校があれば、平成３０年度に設置した豊川市の未来を拓く教育推進懇談会（会議開催は夏以降を想定）の意見を伺いながら、地域の関係者を交えた対応を進めていきます。
- こうした対応と平行して、小中学校の小規模化に関する課題解決に向けた具体的な取組（学校統合、小中一貫教育など）に関する調査研究を行います。

【お問合せ先】豊川市教育委員会庶務課　酒井
TEL:0533-88-8032　　Ｅメール：kyoikushomu@city.toyokawa.lg.jp